

障害者の法定雇用率引き上げと除外率引き下げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引き上げと、除外率の引き下げについてお知らせいたします。



1. 除外率が引き下げられます（令和7年4月以降）

令和7年4月から除外率が一律に10ポイント引き下げられ、以下のように変わります。
(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります)

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	10%
・ 港湾運送業 ・ 警備業	15%
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	20%
・ 林業（狩猟業を除く）	25%
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	30%
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・ 石炭・亜炭鉱業	40%
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	45%
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	50%
・ 船員等による船舶運航等の事業	70%

2. 法定雇用率が引き上げられます（令和8年7月以降）

令和8年7月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.7%になり、労働者数が37.5人以上の企業が雇用義務の対象になります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

以上の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください

⇒ (<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>)

障害者雇用につきましては、より一層の受け入れ、雇用への取組が必要となります。

ハローワーク松本では、障害者雇用に取り組む事業主に対する相談を受け付けていますので、以下の担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ハローワーク松本 Tel0263-27-0111（部門コード 31#）